

○ 議案第138号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

1 新型コロナウイルス感染症対策として実施される主な内容

- ① 令和3年度分の中小事業者等の固定資産税に限り税額を0又は2分の1に相当する額とするものです。（第1条の規定による附則第10条の改正規定関係）
- ② イベントを中止等した場合において、納税義務者が入場料等の払戻請求権を放棄したときは、当該入場料等の額の寄附金を支出したものとみなすものです。（第2条の規定による附則第32条の改正規定関係）
- ③ 住宅等の引渡しの遅延などにより期限までに住宅等への入居ができなかった場合においても住宅ローン控除が受けられるよう控除の適用期間を令和16年度まで1年延長するものです。（第2条の規定による附則第33条の改正規定関係）
- ④ 所要の条文整理（第1条の規定による附則第10条の2、附則第31条の改正規定関係）

2 施行期日 一部を除き公布の日

○ 議案第139号 大仙市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 秋田県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

1 市が行う事務に、秋田県後期高齢者医療広域連合条例に定める新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請の受付に関する事務を加えるものです。（第2条関係）

2 施行期日 公布の日

○ 議案第140号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

※ 建替え中の西仙北中央公民館の供用開始に当たり、公民館の名称を改めるとともに、新たな利用区分及び使用料の額等を規定するものです。

- 1 西仙北中央公民館の名称を大綱交流館に改めるものです。(別表第1関係)
- 2 大綱交流館の利用区分及び使用料の額等(別表第2関係)

区 分		9時-12時	12時-17時	17時-21時
第1会議室		300円	400円	400円
工作室		300円	400円	400円
2 階	第1研修室	450円	600円	600円
	第2研修室	300円	400円	400円
	第2会議室	300円	400円	400円
	調理実習室	300円	400円	400円
大綱ホール		750円	1,000円	1,000円

このほか冷暖房使用料(1時間当たり100円~300円)を徴収

- 3 施行期日 令和2年10月1日
- 4 関係条例の所要の改正(附則第2項、附則第3項関係)
  - ① 大仙市公告式条例(平成17年大仙市条例第2号)の一部改正
  - ② 大仙市生涯学習センター条例(平成18年大仙市条例第73号)の一部改正

○ 議案第141号 財産の処分について

※ 岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業(協和地域)で造成した土地を次のとおり宅地分譲することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 処分財産 土地
  - ① 所在地 大仙市協和峰吉川字岩瀬61番13ほか10筆
  - ② 面積 7,968.53平方メートル
- 2 処分金額 39,045,797円
- 3 処分の目的 雄物川中流部河川改修事業(岩瀬・湯野沢地区)集団移転用地(岩瀬・早稲田住宅団地)

【事業概要】

事業名 岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業  
事業量 造成工事 A=10,309.58㎡  
事業費 107,636千円  
事業期間 平成29年度~令和2年度  
分譲区画 11区画  
分譲戸数 11戸  
分譲単価 4,900円/㎡